

# 平成28年度第1回我孫子市子ども虐待等防止対策地域協議会

## 代表者会議録概要

- 1 会議の名称 我孫子市子ども虐待等防止対策地域協議会
- 2 開催日時 平成28年7月21日（木）午後2時00分～午後4時00分
- 3 開催場所 我孫子市議会棟第1委員会室
- 4 出席委員 岡部委員 奥野委員 定田委員 上野委員 錦織委員 水田委員  
（16名） 鈴木氏（湯下委員代理） 豊嶋委員 松本委員 佐藤委員  
菅藤委員 辻委員 小池委員  
山崎委員 斉藤委員 水戸委員  
  
欠席委員 吉田委員 石井委員 水野委員  
（3名）  
事務局 子ども相談課
- 5 傍聴人 なし
- 6 会議概要
  - （1）開会
  - （2）市長あいさつ  
平成15年母親からの虐待による女児死亡事件が発生し、翌年虐待防止対策室を設置、虐待への対応を強化した。核家族化が進む中で子育てに対する不安を感じている中、保育園待機児童0を30年維持している。子育て支援センターを4か所設置し、1年前から産後ケア事業もスタートし、出産前後の孤独感や不安解消と軽減に努めている。一人で悩んで子育てすることがないような環境を作り、子ども達を守り育てていくことが大切になる。関係機関とのネットワークを基にした支援活動を強化していくことが必要であり、ご協力の程お願いしたい。
  - （3）委員紹介（自己紹介）
  - （4）副会長の指名  
会長より民生委員児童委員協議会会長、松本新子委員を指名。委員より賛同を得る。

## (5) 議事

### ①平成27年度子ども相談課実績報告について

#### ア) 子ども相談受付・対応件数について（資料1参照）

全体の相談受付件数は平成26年度443件、平成27年度464件で21件増加している。虐待以外の養護相談、性格行動相談、育児・しつけ相談が増加している。虐待以外の養護相談は、親の死亡や疾病により養育が困難とされる児童の相談や虐待とまでは言えないものの、養育上に困難を抱え支援を要する児童の相談である。性格行動相談は家庭内暴力が多く、学校内で暴力的な発言を行う等の相談があった。育児しつけは、母親からの電話相談が多いことが特徴である。

虐待の受付件数は、平成26年度210件、平成27年度189件で21件減少している。虐待相談の新規ケースは40.8%、割合としては昨年と比べると減少している。しかし平成22年度76件、平成24年度84件であることを考慮すると増加傾向にあると言える。

子ども短期入所利用状況については、松戸の児童養護施設「晴香園」に委託し、1泊から最長7日間まで預かる事業である。宿泊だけでなく、日帰りや夜間の利用もでき、平成27年度は延べ利用人数38人、利用日数は83日となっている。主な利用理由は母親の入院、母子家庭における母親の就労となっている。

子ども虐待の種類別対応件数における新規受付件数として最も多いのは心理的虐待、続いて身体的虐待である。昨年とも概ね過半数が心理的虐待で、身体的虐待と続いている。近隣住民からの怒鳴り声、泣き声通報の調査の結果、身体的な虐待がない場合には心理的虐待と取扱う。DVの目撃が心理的な虐待に当たることから、心理的虐待の件数が多くなっている現状がある。

虐待相談経路については児童相談所が最も多く、内容としては児童相談所が児童通告を受けて、住民票や所属機関等の確認や子ども相談課の関わり、その経緯の調査等の依頼となる。それ以外の通報元としては学校が最も多く、昨年度より12件増加している。児童相談所に相談する前に子ども相談課への相談も増えている。

学校から子ども相談課に相談し、児童相談所への送致が必要と判断し、一時保護に繋がったケースもある。

その他としては転入を伴って行われるケース移管、相談支援事業所、障害児の通所事業所等がある。事業者からは虐待に関わるケース等、子ども相談課に繋いだ方がよいと判断して、相談に繋がることも増えている。

虐待の中では心理的虐待が95件と最も多く、最も多い相談経路は児童相談所で66件となる。そのうちDVや夫婦喧嘩に起因するものは39件である。DVや度を越した夫婦喧嘩は110番通報に繋がる場合があり、子どもの面前で行われていた場合は、心理的な虐待として児童通告の対象になる。警察から児童通告は児童相談所に行われ、児童相談所は保護者への指導を行う流れになっている。また児童相談所以外の経路からの通告は、29件のうち16件がDV相談に関わる内容である。市町村のDV相談の特徴は、被害者からまたは、被害者に関わる

支援機関からの通告を受けることにある。そのため加害者に接触することは少なく、社会福祉課にあるDV相談を始めとした、被害者に関わる様々な機関と連携しながら支援をしていく経過が多くなっている。

イ) 実務者会議開催状況 (資料2参照)

実務者会議は原則毎月1回開催を予定している。平成27年度は予定通り12回開催した。継続ケースとして支援している家庭の状況を事務局から報告し、出席者の中から気になるケースとして報告されることもある。また継続していくのか、見守りに入るか、終結するか等支援ケースについて年3回、進行管理チェックを行った。

ウ) 個別支援会議開催状況について (資料3参照)

我孫子市子ども虐待等防止対策地域協議会設置要綱第9条に定められており、個別の子ども虐待等の事案に対する具体的な支援内容等を検討している。昨年度は22ケースの方を対象に21回開催し、情報の共有と支援方針の検討、関係機関の役割分担を行った。

②平成28年度 地域協議会年間活動予定について (資料4参照)

地域協議会は今年度も2回の開催を予定している。2回目は平成29年2月16日(木)を予定している。実務者会議は月1回、原則第4月曜日に開催しており、今年度は3回実施した。個別支援会議については必要に応じて随時開催しており、今年度は11回開催した。

③子ども虐待防止啓発について

11月の国の子ども虐待防止推進月間に合わせて、今年度も啓発活動を行う予定である。具体的には市広報紙、ホームページに国等のキャンペーン記事や取組みについての掲載や国が作成した子どもの公共施設を始め効果的な場所、近隣センターや近くの店舗等に掲示を行う。関係機関のイベントに参加し、オレンジリボンキャンペーンを実施。今年も6月12日に開催された元気フェスタに参加した。このオレンジリボン作りには103名の方の参加があった。また10月16日に予定されているあびこ子どもまつりと11月19日に予定されているヒューマンフェスタにも参加する予定。その他に居住実態が把握できない児童への対応マニュアルを作成し、関係機関への説明と資料配布を行っている。

質疑 特になし

(6) 講演 (資料5参照)

テーマ 「DVを原因とした児童虐待への支援について」

講師 DV・虐待予防研究会 代表  
認定心理士 産業カウンセラー  
山中 多民子 氏

児童虐待支援のためには「DV」への理解が必要である。どのような関係性の中で起きることなのか。当事者がどのような心理状態に置かれているのかを理解し、実際の事例をもとにどのような支援ができるのかを考えていただく機会になればと思う。

DVはカップル間で起きる暴力であり、親子ではない家族関係にある夫婦、親密な関係にあるまたは、あった者から振るわれる暴力と定義されている。デートDVという交際相手からの暴力については、必ずしも若い人だけではなく、子ども虐待と重なる場合もある。全国の配偶者暴力相談支援センターの相談件数は平成26年度10万件を超え、警察庁の統計においてもDVと認知された暴力事案だけで6万件以上となり、年々増加している。そこからの殺人、傷害、暴行等の検挙数も年々増加し8000件以上となっている。少しずつ男性の被害者も増えているが、被害者の9割近くは女性である。被害者の年代としては結婚したばかりや小さい子どもがいる30代が3割と多く、被害は年々増加しているが、DVそのものが増えているというよりは、DVの認知度が上がったことにあると考えられる。一方社会的介入や当事者の行動化が早くなっている現状もある。表面化するのはごく一部であり、実際は件数以上にあると思われる。

暴力の形態は精神的、身体的、性的暴力に主に分けられる。その中でも精神的暴力が最も多いが、気づきにくく、見えにくく、事態が深刻化、長期化することが多い。またDVにはいろいろな暴力が組合わされて起きることも多く、精神的な暴力には生活費を渡さない経済的暴力、社会から孤立させる隔離等も含まれる。また夫婦間でも性的暴力が起きているが、表面化しにくい現状もある。

DV防止法が成立し、保護や加害者への対応の根拠となっている。被害者の保護命令の中に接近禁止命令、退去命令があり、さらに親族・子どもへの接近禁止命令が出される場合もある。保護命令は身体的暴力が対象となり、生命・身体に対する脅迫も保護命令の対象となる。事実婚や同棲相手も法の適用になった。交際相手はDVの対象ではないが、ストーカー規制法を使って対応する場合もある。DVとして事件化された当事者の関係は、婚姻関係もしくは元配偶者を合わせると7割以上になり、年々結婚していない関係間のDVも増加している。喧嘩の場合は対等な関係で起きるが、DVは力で相手を支配する行為であり、関係が固定化され、繰り返され継続していくことが多い。またDVはエスカレートしやすいと言われており、最初は精神的な暴力だけであったものが、身体的暴力へ移行していくことも多く、精神的な暴力の段階で何等かの介入、支援に繋がらないと重篤な結果になることもある。緊張が高まって暴力となり、サイクル理論と言われる優しくなったり泣いて謝ったりするハネムーン期が繰り返されることで、エスカレートしやすく危険な状態になることが多い。

精神的な暴力の例をDVDにて鑑賞。

人格を否定し続ける暴言等、一定でない行動の制限により追い詰められたりすることがあり、被害と認識しづらいところが精神的暴力の難しさであり、暴力をどう

捉えるかも難しい。被害を受けた人からは、怒りよりショックで認めたくない気持ちも大きい。自分のことを大事に思える気持ちがなくなったり、相談しても分かってもらえなかったり、孤立感を持つ人もおり、暴力を受けたことで持っていた力を奪われ、その人らしさを失わせていくことになる。精神科医ハーマンは、周囲からの孤立化と一定でない行動制限による、無力化とコントロールについて示している。

加害者と接触を持つ機会は少ないが、加害をする人の意識を知ることが大切であり、それが分からないと被害者を通じた加害者像だけで判断してしまうことになる。愛情表現やしつけ、特権意識や見下しや責任転嫁等でいずれも暴力を正当化する共通点がある。加害者は暴力を振るう相手も場所も選んでいることが多く、通常の世界生活を送っている人が殆どである。被害者は混乱していたり、感情的になったりしており、加害者とは対照的であることが多い。DVが外から見えないのは、プライベートな領域である密室で起きること、本人達には認識がないこと、大半はパートナー以外に暴力を振るわないこと、またお互いに要因があるはずと考えられがちであること、一方的に暴力を振るうことへの理解が得られにくいこと、被害者は成人なのに何故逃げないのか、また発生状況に偏りがあること等で共感的に受け止められにくい現状がある。

被害を受けた人の4割以上は相談していない現状がある。理由として相談者は必ずしも別れることを望んでいないため、相談することで、相手が捕まったり、別れさせられたりすることを気にしたり、また相談する勇気や虐待を受けている認識がないと相談には繋がらない。男性には相談しにくい心理もあると思われる。実際別れた人は1割もなく、理由としては子どものことや経済的な理由によるものが多い。

市町村の支援の役割としては相談、自立支援、一時保護があるが、具体的な支援としては児童相談所、家庭支援センターや医療機関等、子ども支援から発覚することもあり、介入する入口になる。まず被害を受けている親を支援することで子どもへの支援にも繋がる。実際に起きていることだけではなく、関係性や心理を見ていかなければ役立つ支援にも繋がらない。まず何に困っているか、安全性の評価、エスカレートの度合いを確認することも必要である。

DVの家庭に育つ子どもは、心身に影響がある場合がある。子どもへの支援は子どものペース、子どもの言葉を使うことや無理じいをしないこと、子どもの責任ではないことを伝えることも必要である。状況によってソーシャルスキルトレーニングが必要な場合もある。

## 事例報告

子ども相談課宮路CWより説明・・・父から母へのDV目撃による心理的虐待と父から長男に対する身体的虐待について

講師・・・精神的な暴力、身体的、一部経済的暴力も認められる。子どもを傷つけることで間接的に母への被害にも繋がる。長期間に渡り、力を奪われている現状があり、DV担当の専門性の高い職員と同席し、DVであることを伝えることで心理教育にもなったと思われる。子どもへの影響として目撃することも虐待であると

伝えたことについては厳しい内容であるが、必要な情報であり、行動しようと思わせるきっかけにもなっている。孤独、辛さへの共感と相談してくれたことは評価し、安心感を与え、かつ前向きな発言と情緒的サポートが必要になる。緊急時の対応として警察への通報等について伝えることは必要である。警察はハードルが高いと思われるがちであるが、このひとは重要である。所属機関である学校や幼稚園とも情報を共有すること、実際介入の必要がなくても声掛けや見守りを依頼することは必要である。ネットワークやサポートできる機関が複数あると心強い。

被害者が力を得ると、動きが変わってくる場合がある。加害者は敏感であり、危険が高まる可能性があり、本人に伝えることも重要である。一度に全部話を聞くことは難しくても、相手の様子を伺いながら少しずつ対応していくことも状況によっては必要である。実際に物事が進み、対象者が自信を得、支援者と信頼関係が築けていくことが支援に繋がっていくと思う。

今後の生活でストレスに耐えられる支援体制を作ることは、非常に評価できるポイントであり、見通しを立てることは支援にとって大事なことであり、支援者として非常に評価できる。起きていることに対処することは勿論であるが、今後どうなっていくかを見据えることも重要である。励まし支えていくことを伝えることが力になっていったと思われる。頑張るといっただけでなく、具体的な提案をしたこともよかったと思われる。

子どもに対して謝るケースも多いが、気持ちは受け止めつつ暴力の責任は振るう側にあること伝え、見方を変えるお手伝いができたらいい。

子どもに関わる機関であっても、DVの女性支援の視点で行動できたことがよい結果に繋がったと思われる。

## 質疑

子どもに対してはどういった対応をしたらいいか。

児童相談所 奥野委員・・・DV環境の中で生活していることが心理的虐待であり、実際いろいろな影響もでてくる。その場合にはひとつひとつケアしていくことが必要だが、環境が変わらないままダメージを受け続けていく中で、ケアすることは子どもにとってストレス度は高くなる。DV環境にある場合は、環境要因を排除してから子どもにケアすることをキーパーソンには勧めている。傷を受け続ける中で、傷を癒すことは子どもにとっては適切ではないと考える。ダメージを受けない環境でケアを進めている。子どもも環境が変わることで失うことへのストレスを感じることもあるが、フォローして対応することが必要である。母親が子どもの安全を確保できない場合は、母によるネグレクトという側面もでてくる。親と一緒に暮らすメリットとその場で受けるデメリットと比較して、まず安全確保を優先して行う。

講師・・・子どもが不安定になるタイミングはいろいろある。動きが変わったことを察知し、DVにより離れてから症状が出る場合もあるが、我慢してたものが安心、安全な環境になったことで出せるようになった、決断は悪くなかったと伝える

ことは必要である。母親へは心理教育として、DVとはどういうものかを伝え、感情を出してもらい、子どもに対しては感情表現できるような母子平衡プログラムが民間で始められており、安心、安全な環境を確保してからのケアが今後重要となる。

#### 意見交換

主任児童委員 佐藤委員・・・DVを子どもに見せることも心理的虐待にあたる  
と聞いて、複雑で難しいと感じた。地域の子どもの見守りは、相談課と協力して  
いるが埋もれている子ども達をどうやって発見に繋げることができるのか、学校や  
医療機関で得た情報を共有して子ども達を救えると思っている。より連携を強めて  
いきたい。

柏人権擁護委員協議会 菅藤委員・・・いろいろな相談機関があるにもかかわらず、  
関わることなく生活している人がいる。さまざまな人がいると、人権擁護の仕  
事をしながら思う。

校長会 上野委員・・・いろいろな家庭環境の子ども達がいる、どういう支援を  
すべきかと悩むことも多い。父が母に威圧的で脅迫しているように接し、母は子  
ども達を養育する自信がなくなってしまう、一旦避難したが戻ってきているケース  
がある。

講師・・・精神的な暴力を人前でもするのはかなり症状が進んでおり、危険度は  
高くなっている。母とだけ話をすることができれば、介入というより情報提供して  
機関に繋げることもできる。加害者に対しては、相談機関があまりない現状がある。  
県には電話相談もあるが、本人に自覚がないと繋がるのは難しい。クレームにつ  
いては時間等制限を提示して、別に情報提供も方法である。

#### (7) その他

第2回会議について

平成29年2月16日(木) 午後2時から

#### (8) 閉会